

第1章 プランの策定にあたって

1 横須賀市の経緯

年	プラン等名称	計画期間
平成6年	横須賀市女性行政総合プラン 策定 ～デュオプランよこすか～	平成6年度～平成12年度
平成13年	横須賀市男女共同参画プラン 策定 ～デュオプランよこすかPartⅡ～	平成13年度～平成18年度
平成14年	「横須賀市男女共同参画推進条例」施行	
平成19年	横須賀市男女共同参画プラン（第3次） 策定 ～デュオプランよこすかPartⅢ～	平成19年度～平成24年度
平成20年	男女共同参画モデル事業所づくり計画 策定	平成20年度～平成24年度
平成25年	第4次横須賀市男女共同参画プラン 策定 （男女共同参画モデル事業所づくり計画と統合）	平成25年度～平成29年度
平成30年	第5次横須賀市男女共同参画プラン 策定	平成30年度～令和4年度 ※
平成31年 令和元年	・「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」施行 ・「横須賀市人権施策推進指針」改定 →分野別課題解決項目に性的マイノリティを新たに位置付け ・「パートナーシップ宣誓証明制度」*導入	
令和2年	「パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用」開始	
令和5年	第6次横須賀市男女共同参画プラン 策定	令和5年度～令和8年度

※第5次横須賀市男女共同参画プランは、策定当初の計画期間は4年間でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民アンケート調査を実施することができなかつたため、計画期間を1年延長して5年間の計画になりました。

横須賀市は、平成6年（1994年）に「横須賀市女性行政総合プラン（デュオプランよこすか）」を策定して以降、男女共同参画社会*の実現に向けて多くの取り組みを進めてきました。

この度、第5次横須賀市男女共同参画プランの計画期間が令和4年度（2022年度）をもって終了することから、令和5年度（2023年度）から計画期間が開始される「第6次横須賀市男女共同参画プラン」（以下「第6次プラン」）を策定いたします。このプランは、平成31年（2019年）の「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」施行後、初めてのプランとなります。

「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」は、誰も一人にさせないまちを目指し、性別、性的指向、性自認等にかかわらず、全ての人が主体的に

行動できる社会を形成することを目的として制定しました。第6次プランは、条例に基づき、男女共同参画・ジェンダー*平等と多様な性の尊重に関する施策を推進するための基本計画です。条例に掲げる基本理念の実現のため、施策を計画的に実施することを目的としています。

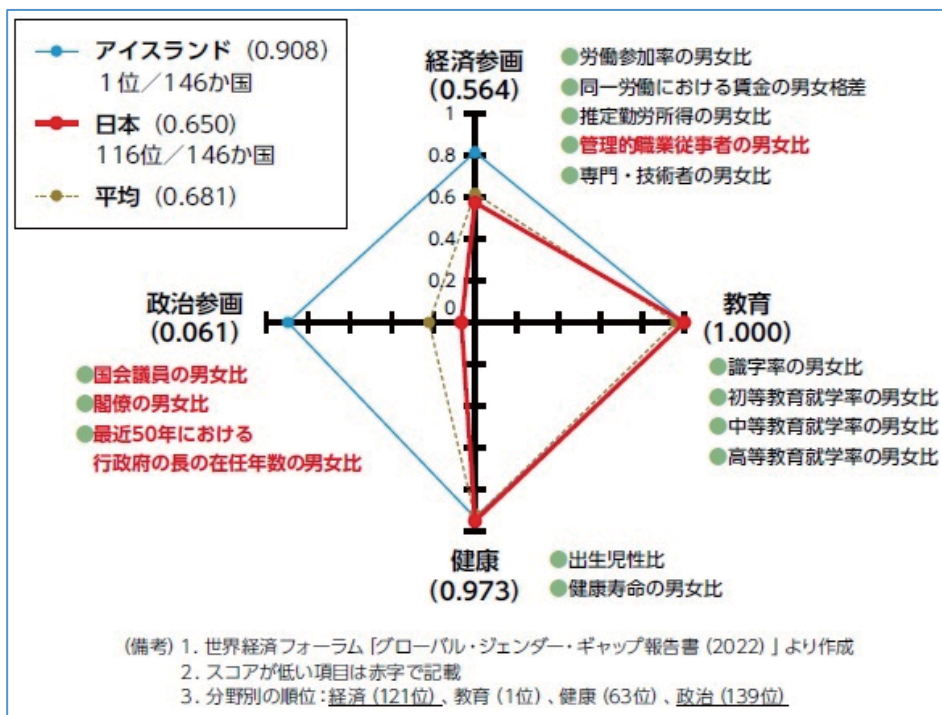
多様な性に関する市の取り組みとしては、市民一人ひとりを、かけがえのない個人として尊重するとともに、様々な差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちを目指し、令和元年（2019年）7月に「横須賀市人権施策推進指針」が改定され、分野別課題解決項目に「性的マイノリティ」が新たに位置付けられました。同年4月に「パートナーシップ宣誓証明制度」を導入し、令和2年（2020年）4月からは「パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用」を開始しました。

2 背景

(1) 国際的な動向

2015年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」*に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」は国際社会全体の開発目標であり、2030年を期限とする17の目標が設定されました。この17の目標のうち「目標5ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）の平等を実現しよう」は、女性と女兒がジェンダー差別なく社会に参加することができれば、先進国、開発途上国も同様に世界が抱える経済成長、貧困や教育といった様々な課題を解決することができるため、重要な目標とされています。

世界経済フォーラムが公表した社会全体の男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数2022」において、日本の順位は146カ国中116位の水準となり、国際的に後れを取っている状況が明らかになっています。



出典：内閣府男女共同参画局「共同参画」2022年8月号

(2) 国の動向（関係法令等）

時期	内容
平成11年6月	「男女共同参画社会基本法」*施行
平成30年5月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
平成30年7月	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布
令和元年6月	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）*改正
	「労働施策総合推進法」改正
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）*改正
令和2年5月	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定
令和2年6月	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定 (令和2年度から4年度までの3年間、集中強化期間)
令和2年12月	「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定
令和3年6月	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 (育児・介護休業法)*改正→男性の育児休業の取得促進
令和4年5月	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立

国は、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を目指して、取り組みを進めてきました。令和2年（2020年）12月には、以下の社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題に係る認識を踏まえ、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

昨今の社会情勢の変化（第5次男女共同参画基本計画抜粋）

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- 2 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 3 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- 4 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- 5 デジタル化社会への対応（Society5.0）
- 6 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- 7 頻発する大規模災害
- 8 SDGsの達成に向けた世界的な潮流

3 言葉の定義

第6次プランにおいて、以下の言葉を「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」を踏まえて次のように定義します。

用語	意義
ジェンダー	男女の役割を固定的に捉える社会的または文化的に形成された性別をいう。 (条例第2条第2号)
性別等	性別(身体の性的特徴及び当該特徴をもとに出生時に戸籍の届出により指定された性別並びに男女の役割を固定的に捉える社会的又は文化的に形成された性別(ジェンダー)をいう。条例第7条第1項を除き、以下同じ。)、性的指向、性自認等をいう。(条例第2条第2号)
性的指向*	異性愛、同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。 (条例第2条第3号)
性自認*	自分が男性又は女性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。(条例第2条第4号)
暴力	性別等に基づく暴力行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア) ドメスティック・バイオレンス(配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為(これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を含む。)をいう。) イ) セクシュアル・ハラスメント(家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、相手が望まない性的な言動により、相手に不利益を与え、または相手の生活環境を害することをいう。) ウ) ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為をいう。) エ) アからウまでに掲げるもののほか、身体に対する直接的な暴力、性的暴力、身体的虐待、精神的虐待、経済的虐待、性的虐待、ネグレクト等心身に有害な影響を及ぼす行為 (条例第2条第8号)